

合併協議会だより

編集・発行／高松市・香川町合併協議会事務局



香川県知事を中心に握手を交わす1市5町の首長

高松市と香川町は、同じく高松市と合併協議を行っている国分寺町、牟礼町、香南町、庵治町の4町と合同で合併協定調印式を開催しました。

両市町の議会で合併関係議案を可決!!

目 次

・合併協定調印式	2~3
・両市町議会で合併関係議案を可決	3
・合併協定書の内容	4~17
・まちづくりプラン(建設計画)	18~19
・合併までの流れ	20
・第15回、第16回会議の概要	20



調印を終え、固い握手を交わす増田高松市長、真鍋香川県知事、岡香川町長

調印式では、合併協議の経過報告及び合併協定書の内容説明の後、香川県知事の立会いのもと、高松市長と香川町長が合併協定書に署名・押印しました。

この合併協定調印により、高松市・香川町の合併は、大きく前進したことになり、両市町の議会の議決を経た後、県知事への合併の申請、県議会の議決、県知事の決定を経て、総務大臣の告示により合併の効力が発生し、平成18年1月10日に合併することになります。

合併協定調印式開催

（新・高松市の創造を目指して）

日時 平成17年3月4日（金）午後1時30分
場所 全日空ホテルクレメント高松 飛天の間



合併協定書に署名・押印する増田高松市長と岡香川町長



合併協定書とは

合併協定書とは、これまで協議会で確認されてきた合併協議の内容を市長・町長が最終的に確認し、その内容に基づいて合併することについて、それぞれの議会に議案を提出する際に必要となるものです。

協定書には、

- (1) 基本項目
(合併の方式、合併の期日、新市の名称等)
- (2) 合併特例法による特例項目
(議会の議員の定数及び任期の取扱い、地方税の取扱い等)
- (3) 建設計画

など、協議会で確認された55の合併協定項目の内容が掲載されています。（内容は4ページ以降参照）



立会人として署名する真鍋香川県知事

主催者あいさつ



香川町長
岡 弘司

本日の合併協定調印式に際しまして、一言、ごあいさつを申し上げます。ただいまは、真鍋知事の立会いのもと、このように、盛大に合併協定書の調印を行うことができました。これもひとえに、協議会委員の皆様方をはじめ、両市町議会の議員各位、また、住民の皆様の多大なご支援とご協力の賜物と、心から感謝申し上げます。

先ほど、報告にもございましたように、一昨年の9月1日に合併協議会を設立し、去る2月3日の協議会までに16回の会議を重ね、協議会委員の皆様方には、真摯な姿勢で、真剣にご議論いただきました。

また、両市町議会の議員の皆様方には、格別のご協力をいただきながら、全ての協定項目につきまして、ご確認をいただいた次第であります。

そして、香川町では、先日、住民投票を行い、住民の皆様から非常に多くのご賛同をいただきました。ここに、改めまして、衷心より感謝申し上げますとともに、このような経過を振り返りつつ、本日の調印式に臨み、感無量の気持ちでございます。

さて、長引く経済不況による税収の落ち込みや、少子高齢化社会の進展などから、市町の行財政環境は、今後ますます厳しくなってまいります。

三位一体改革の行方も、極めて不透明な情勢のもと、自立できる行財政基盤を確立し、自らの地域は自らでつくりあげていくためには、合併が最善の手段であります。

私は、合併協議に臨むにあたり、終始一貫して、目先のこととらわれず、子の代、孫の代の住民の幸せを思い、協議に臨んでまいりました。

今後は、議員の皆様方の良識あるご判断をいただき、来年1月10日の合併を目指してまいりますが、未来から現在を振り返り、合併してよかったですと、住民の皆様から、言つていただけるような合併にいたしたいと、念願してやまないものでございます。

高松市の皆様をはじめ、5町の皆様方には、今後とも、どうぞよろしくご高配賜りますように重ねてお願い申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。



高松市長
増田 昌三

一言、ごあいさつを申し上げます。ただいまは、香川県知事 真鍋武紀様の立会いのもと、高松市と香川町、国分寺町、牟礼町、香南町及び庵治町との合併協定書の調印を、滞りなく終えることができました。これもひとえに、本日、ご列席の各町長様をはじめ、合併協議会委員の皆様方、また、市町の議員の皆様並びに住民の方々、さらには、香川県当局のご理解、ご支援の賜物でございまして、心より、敬意を表しますとともに、厚く感謝申し上げる次第でございます。

さて、今、地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化による急激な人口構造の変化や情報化的進展に伴い、様々な行財政課題が山積する中、長引く景気低迷による税収の落ち込みなど、極めて厳しい財政事情を抱え、非常に困難な状況となっております。

さらに、国の三位一体改革は、これに追い撃ちをかける様相を呈しております、まことに予断を許さない状況にございます。

一方、本格的な分権の時代を迎え、これまでのような国主導ではなく、自己決定・自己責任の理念に基づき、自分たちの地域のことは自分たちで考え、判断し、実行するという自立したまちづくりが強く求められております。

このように、時代の潮流が大きく変化する中、本日、高松市と香川町、国分寺町、牟礼町、香南町及び庵治町は、合併協定の調印を行ったわけでございますが、本市といたしましては、各地域の特色を生かしながら新たな活力と魅力を創出し、効果的・効率的な都市政策や都市経営に取り組むことにより、将来の道州制における四国の州都を展望した、風格ある環瀬戸内海圏の中核・中核拠点都市として発展を目指してまいりたいと考えております、このことが、本市の都市圏域はもとより、香川県全体の活性化につながるものと確信しております、塩江町を含む1市6町の合併による「40万都市」の実現は、極めて意義深いものと存じます。

今後は、それぞれの市町議会において、合併関係議案が審議されることとなります、各議会におかれましては、住民の意向と、これまでの合併協議の成果を踏まえ、大局的視点から、適切な判断をなされますよう、特にお願い申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

両市町議会で合併関係議案を可決

平成17年3月10日に香川町議会で、同月23日には高松市議会で、「高松市および香川郡香川町の廃置分合について」など合併関係5議案が、原案のとおり可決されました。

可決された合併関係5議案

- 高松市および香川郡香川町の廃置分合について
- 高松市および香川郡香川町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 高松市および香川郡香川町の廃置分合に伴う議会の議員の定数の特例に関する協議について
- 高松市および香川郡香川町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期等の特例に関する協議について
- 高松市および香川郡香川町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議について

合併協定書の内容

合併協議の結果については、これまで協議会で確認され次第、順次お知らせをしてきましたが、2月3日の第16回会議で、すべての合併協議が調い、合併協定書の調印が行われましたので、その内容をお知らせします。

(各項目名の下に丸囲みの数字を記載している項目は、左側のページに説明があります。)

1 合併の方式

香川郡香川町を廃止し、その区域を高松市に編入する。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。

新市の名称については、高松市とする。

3 新市の名称



新市の事務所となる高松市役所

5 財産の取扱い

香川町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。

詳細は、ホームページ掲載の会議資料等をごらんください。
(20ページのInformation 参照)

6 地域審議会の取扱い①

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、香川町地域に地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。（別紙は省略しています。）

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い②

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、香川町の区域により選挙区を設ける。

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い②

香川町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。

香川町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定に基づき5人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

9 地方税の取扱い③

地方税については、高松市の制度に統一する。

ただし、
香川町地域に係る法人市民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。

- (1) 法人市民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
- (2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
- (3) 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
- (4) 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。

- 2 香川町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準並びに個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。
- 3 香川町地域に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。

合併後の香川町地域のくらしは……

①地域審議会は……

●香川町の区域に地域審議会を設置します。

- ・**目的**：地域審議会は合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを図るために、合併特例法で設けられた組織です。
- ・**委員**：香川町地域に住所を有し、選挙権を有する者15人以内（任期：2年）
- ・**設置期間**：平成18年1月10日から平成28年3月31日まで
- ・**所掌事務**：建設計画の執行状況や香川町地域のまちづくりなどについて、市長の諮問に応じて、審議、答申し、または意見を述べます。

②議会・市政は……

●議会の議員

合併特例法の定数特例（※注）を2回適用します。

- ・**選挙区**：香川町の区域

- ・**特例定数**：3人

※注 合併特例法では、編入される市町村の区域から1人以上の議会の議員が確保されるよう、一定期間に限り、議会の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて、人口に応じて増加定数を配分することが認められています。

●特別職など

- ・香川町の町長、助役、収入役、教育長、行政委員会（選挙管理委員会、監査委員等）の常勤及び非常勤の特別職の職員は、合併期日の前日をもって失職します。

●農業委員会の委員

- ・合併特例法の特例を適用し、香川町地域の選挙による委員のうち5人が、高松市の委員の残任期間（～平成20.7.19）に限り、高松市農業委員会の委員として引き続き在任します。

③主な地方税は……

●地方税については、高松市の制度に統一します。
個々の税については、次のとおりです。

税等の区分			現況		合併後
法人 市・町民税	均等割		高松市	香川町	
	法 人 税 割		制限税率（※注）6～360千円 ※資本等の金額・従業員数により異なる	標準税率5～300千円	
軽自動車税	税 率		制限税率 (50cc以下、ミニカーは標準税率)	標準税率(全ての車種)	平成20年度まで香川町地域では現行のとおり 平成21年度から高松市の制度に統一
	主なもの	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	
			50cc超90cc以下	1,300円	
		2輪		2,600円	
		4輪以上	乗用営業用	6,200円	
			乗用自家用	7,800円	
			貨物自家用	4,300円	
		小型特殊自動車	農耕作業用	1,700円	
		2輪の小型自動車	250cc超	4,300円	
事業所税	資 产 割		事業所床面積1m ² につき600円 (1,000m ² 超の事業所のみに課税)	課税なし	平成22年度まで香川町地域では課税免除 平成23年度から高松市の制度に統一
	従 業 者 割		従業者給与総額の100分の0.25 (100人超の事業所のみに課税)		
納期前納付に対する報奨金 (住民税、固定資産税)			平成17年度から廃止 ◎廃止前の制度 納期前に納付した税額 ×0.5/100×納期前の月数 (交付限度額:各期ごとの税額が10万円まで)	納期前に納付した税額 ×1/100×納期前の月数 (交付限度額:各期ごとの税額が10万円まで)	香川町地域の報奨金は、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から廃止ただし、固定資産税に係る報奨金は、平成18年度から平成20年度までは廃止前の高松市の制度を適用し、平成21年度から廃止

※注 制限税率の上限=標準税率×1.2

10 一般職の職員の身分の取扱い

香川町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める。

11 町名・字名の取扱い→④

香川町地域における町の区域については、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称については、「香川町大野」、「香川町寺井」、「香川町浅野」、「香川町川内原」、「香川町川東上」、「香川町川東下」、「香川町東谷」、「香川町安原下第3号」、「香川町安原下第1号」とする。

12 慣行の取扱い→⑤

市章については、高松市の市章を用いる。

市民憲章については、高松市の市民憲章を用いる。

都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。

市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。

ただし、香川町の町木については、香川地区の推奨の木とする。

13 事務組織及び機構の取扱い→⑥

現在の香川町役場については、香川町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。

香川支所における所掌事務につい

ては、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、香川町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時までに調整する。

住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。

これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。

14 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。

ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行いうるものとする。

17 附属機関等の取扱い

両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。

香川町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整する。

委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じる。

20 使用料・手数料等の取扱い→⑧

両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。

香川町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。

15 特別職の職員の身分の取扱い→②

香川町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）は、合併期日の前日をもって失職する。

※この項目の説明は5ページにあります。

16 一部事務組合等の取扱い

両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。

香川町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。

香川町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。

19 消防団の取扱い→⑦

香川町消防団については、高松市消防団に統合する。

消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。



消防団(香川町)

18 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の経緯、実情等を踏まえ、統合整備に努める。

合併後の香川町地域のくらしは……

④住所表示は……

- 香川町地域の住所表示は、「香川郡」が「高松市」に変わり、「大字」の2字が除かれます。

(例示) 現 在 : 香川県香川郡香川町大字大野○○番地



合併後 : 香川県高松市香川町大野○○番地

(香川町地域の町名)

- | | | |
|--------|---------|------------|
| ・香川町大野 | ・香川町川内原 | ・香川町東谷 |
| ・香川町寺井 | ・香川町川東上 | ・香川町安原下第3号 |
| ・香川町浅野 | ・香川町川東下 | ・香川町安原下第1号 |



⑤慣行は……



- 市章は、中央に「高」の字を配し、これを松葉4本で菱形に囲ったものです。「高」の字体は、旧藩時代に御用船ののぼりに用いられていたもので、外郭の松葉は、「松市」に通わせたものです。色を変えない松の緑に市の悠久繁栄を祈念して、明治27年4月に定めされました。

市民憲章	高松市民のねがい
都市宣言	世界連邦都市宣言 交通安全都市宣言 環境美化都市宣言 非核平和都市宣言 人権尊重都市宣言 男女共同参画都市宣言



市の木:黒松



市の花:つづじ(さつきを含む)



香川地区の推奨の木:樟の木

⑥香川町役場は……

- 現在の高松市役所が本庁になります。
 - 香川町役場は、香川町地域を所管区域とする「高松市役所の支所」になります。
- ※支所での業務内容は、今後、両市町で協議します。



支所になる香川町役場
合併後の住所:高松市香川町川東上1865番地13

⑦香川町の消防団は……

- 香川町消防団は、高松市消防団に統合され、高松市消防団香川分団となります。
- 消防団員は、高松市消防団員として引き継ぎます。

⑧使用料・手数料は……

- 同種の使用料・手数料は、合併時に高松市に統一します。

主な証明書等	高 松 市	香 川 町
住 民 票 の 写 し	350円	300円
印 鑑 登 錄 証 明	350円	300円
戸 籍 謄 本 ・ 抄 本	450円	450円
納 稅 証 明	350円	300円
所 得 証 明	350円	300円

21

各種団体への 補助金・交付金等の取扱い

各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。

22

国民健康保険事業の 取扱い→⑨

国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

23

介護保険事業の取扱い→⑩

介護保険事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。

香川町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとし、香川

町直営の訪問看護事業所については、合併時に香川病院の訪問看護事業所として事業を継続する。

修を加え使用するものとする。

広聴広報事業→⑪

広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、現在、香川町において実施している相談事業については、香川町地域での住民サービスが低下しないよう、取り扱つものとする。

防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続する。

※この項目の説明は11ページにあります。

心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

高齢者福祉事業→⑬

高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

香川町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香川町地域における高齢者と施設の交流事業(配食サービス事業)の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

人権啓発事業

人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。

コミニティ施策については、高松市の制度に統一する。

コミニティ施策→⑫

コミニティ施策については、高松

市との交流事業(配食サービス事業)の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

高齢者生きがいデイサービス事業の対象者のうち、高松市の対象者の要件に該当しない高齢者で、合併時に香川町地域においてデイサービスを受けている者については、合併後も対象者とする。

合併時において、香川町が老人福祉施設整備事業で利子補給している対象事業については、現行の香川町の利子補給利率を適用する。

香川町の温泉無料入湯券交付事業については、合併時の対象者で、香川

障害者福祉事業→⑯

障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

※この項目の説明は11ページにあります。

24-1

都市提携

都市提携については、高松市の制度を適用する。



24

各種事務事業の取扱い

都市提携については、高松市の制度を適用する。

高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

香川町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香川町地域における高齢者と施設の交流事業(配食サービス事業)の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

人権啓発事業

人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。

コミニティ施策については、高松

コミニティ施策→⑫

コミニティ施策については、高松

市との交流事業(配食サービス事業)の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

高齢者生きがいデイサービス事業の対象者のうち、高松市の対象者の要件に該当しない高齢者で、合併時に香川町地域においてデイサービスを受けている者については、合併後も対象者とする。

合併時において、香川町が老人福祉施設整備事業で利子補給している対象事業については、現行の香川町の利子補給利率を適用する。

香川町の温泉無料入湯券交付事業については、合併時の対象者で、香川

障害者福祉事業→⑯

障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

※この項目の説明は11ページにあります。



合併後の香川町地域のくらしは……

⑨国民健康保険は……

- 香川町地域では、
 - ・平成18年度から国民健康保険税が国民健康保険料になります。
 - ・医療給付費分は、平成20年度までは現行のとおりとし、平成21年度から高松市の制度に統一します。
 - ・介護納付金分は、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から高松市に統一します。
- ※高松市及び香川町の介護納付金分に係る保険税(料)率については、平成17年度から改定されています。

●国民健康保険税(料)

(平成16年度)

区分	高松市	香川町
医療給付費分	所得割 7.0/100	7.5/100
	資産割 26.9/100	17.0/100
	均等割 29,100円	27,600円
	平等割 24,200円	27,600円
	限度額 530,000円	530,000円
介護納付金分	所得割 1.5/100	1.5/100
	資産割 5.9/100	3.0/100
	均等割 7,000円	7,200円
	平等割 4,300円	4,500円
	限度額 80,000円	80,000円

●介護保険料

(平成15～17年度)

段階	高松市	香川町
第1段階	16,200円	18,000円
第2段階	29,100円	27,000円
第3段階	40,400円	36,000円
第4段階	50,500円	45,000円
第5段階	60,600円	54,000円
第6段階	70,700円	なし

●相談事業

相談種別・内容	実施日
市政相談	月～金曜日
一般相談	月～金曜日
専門相談	人権法律相談 毎週月曜日
	弁護士法律相談 每週火曜日、第1・3木曜日（予約制）
	司法書士法律相談 第2・4木曜日（予約制）
	社会保険労務士相談 每週火曜日
	行政書士相談 第1・3金曜日
	行政相談 每週水曜日
	税務相談 第2金曜日
	戸籍相談 第3火曜日
	緑化相談 第2・4火曜日
	環境行政相談 第4金曜日
消費生活相談 月～金曜日	
育児相談 月～金曜日	
健康新規相談 月～金曜日	



⑩広聴広報事業は……

●広報事業

広報紙	毎月2回（1日・15日）発行
点字広報	毎月1回発行
声の広報	毎月1回発行（60分テープ）
ホームページ	各種情報掲載
メールマガジン	毎月2回配信（第1・3金曜日）

- 合併後は、高松市が実施している右表の相談事業を利用することができます。
ただし、現在、香川町で実施している相談事業は、住民のサービスが低下しないよう取り扱います。

⑪防犯灯の設置等の補助は……

- 防犯灯の設置等の補助については、合併時に高松市の制度に統一します。

区分	高松市	香川町
新設	100%補助	15,000円を上限として補助
切替	100%補助（白熱防犯灯を新設に準じて蛍光防犯灯に切替時）	上限15,000円（10年以上経過で新設切替時）
移設	工事費の50%補助（限度額9,000円）	補助なし
補修	工事費の50%補助（限度額9,000円）	補助なし
蛍光灯管の交換	100%補助（防犯灯の管球類の交換）	補助なし
電気料金	100%補助（市長が指定したもの）	補助なし

